

令和7年

建設委員会会議録

とき 令和7年11月5日

品川区議会

令和7年 品川区議会建設委員会

日 時 令和7年11月5日(水) 午後1時00分～午後3時15分

場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員	委員長 新妻さえ子	副委員長 せお麻里
	委員 松永よしひろ	委員 ゆきた正春
	委員 安藤たい作	委員 中塚亮

欠席委員 委員木村健悟

出席説明員	鈴木都市環境部長	鶴田都市整備推進担当部長 (広町事業担当部長兼務)
	高梨都市計画課長	川原住宅課長
	小川木密整備推進課長	中道都市開発課長
	大石まちづくり立体化担当課長	森建築課長
	中西環境課長	篠田参考事 (品川区清掃事務所長事務取扱) (資源循環推進担当課長事務取扱)
	溝口防災まちづくり部長	七嶋災害対策担当部長 (危機管理担当部長兼務)
	櫻木地域交通政策課長	山下交通安全担当課長
	川崎土木管理課長	森道路課長 (用地担当課長兼務)
	大友公園課長	関根河川下水道課長
	羽鳥防災課長	遠藤防災体制整備担当課長
	星災害対策担当課長	

○午後1時00分開会

○新妻委員長

それでは、ただいまより建設委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、報告事項およびその他と進めてまいります。

なお、木村委員はご欠席されるとご連絡をいただいておりますので、ご案内いたします。

本日は、1名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。また、その中で1名の方から録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

1 報告事項

(1) 区道で発生した道路隆起について

○新妻委員長

それでは、予定表1、報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)区道で発生した道路隆起についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○大石まちづくり立体化担当課長

私からは、区道で発生した道路隆起についてご報告いたします。資料をご覧ください。

10月28日火曜日の朝方、JR東海が進めておりますリニア中央新幹線第一首都圏トンネル（北品川工区）のシールド掘進位置に近接した区道上におきまして、道路の隆起を発見、確認いたしました。区は事象の発生を受け、同日に早急な原因究明等を強く申し入れる文書をJR東海宛てに発出したところです。

初めに、1、発生概要でございます。区といたしまして、発生の確認をしたのは、10月28日火曜日午前7時20分頃でございます。規模といたしましては、歩道と車道の境界付近で、区の計測により、最大で15センチ程度の段差が生じてございました。発生場所につきましては、西品川一丁目地内でございまして、詳細は下の地図をご参照ください。

次に、2、区の対応でございます。発生確認後、区職員および交通管理者により、歩行者等の安全確保のため発生箇所周辺の立入禁止措置を行うとともに、各埋設企業者へ調査の依頼を行ったところでございます。その後、各埋設企業者からは、調査の結果、異常がない旨報告を受けているところでございます。また、JR東海へ連絡し、現地確認の依頼も併せて行ったところでございます。その後、歩行者の安全な通行を確保するため、区において段差発生部の応急復旧を実施したところでございます。

また、区として、今回の事象は、区民の安全安心を脅かす重大な事象として非常に重く受け止めていることから、事象確認日同日の10月28日に、JR東海代表取締役社長宛てに緊急的に申入れ書を発出いたしました。

資料2枚目、別紙1をご覧ください。区から申し入れた事項につきましては、1、当該道路隆起の原因究明を早急に行うこと、2、原因究明がなされるまで、シールド掘進を行わないこと、3、区民からの不安や懸念の声を真摯に受け止め、区民への丁寧な説明と適切な措置を講じること、以上3点でございます。

資料1枚目にお戻りください。最後に、3、JR東海の対応でございます。区からの連絡後、シールド掘進は停止しており、現在、現地には交通誘導員を配置し、安全な通行が確保されるよう24時間体制で交通誘導を行っております。また、事象確認日同日の10月28日には、JR東海ホームページで

事象の発生等について公表を行っております。

資料3枚目、別紙2をご覧ください。こちらはJR東海の公表資料でございます。資料上段2段落目には、因果関係は調査中ですが、当社起因の可能性があると考えている、とございます。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○安藤委員

まず、区としてJR東海に対し、原因究明がなされるまでシールド掘進を行わないよう求めたということは、これは大変重要なことで、大いに評価したいなと思います。その上で、幾つか聞いていきたいのです。

まず、資料にあるこの写真ですが、これはいつ時点で撮影されたものなのか、時間など分かればお伺いしたいなというのが一つです。

それと、この資料の写真にもある、この道路のひび割れなのですが、これは今回の事象に伴うもののかどうか、区として、把握しているのか伺いたいと思います。

3点目は、近隣住民などからは、夜、横になっていたら、どこかで工事をしているような音というか振動みたいなものが聞こえたということも伺っています。すぐそこにマンションもあるわけですが、その先は戸建てもずっと並んでいるわけです、区として、近隣の住民から話を伺うといったような対応を今回行っているのか否か伺います。

○森道路課長

3点ご質問いただきしておりますけれども、写真につきましては、当日の午前中に撮影したものでございます。警察のほうで規制線を張っていただいて、施工会社のほうで現場を引きついでいるわけですけれども、その状態でございます。

それから、ひび割れが直線上に続いているところでございます。こちらは舗装の継ぎ目でございまして、もともと継ぎ目としてぴったりくっついているということではないということです。今回隆起したことによって少し目立ってきているのかなと思っています。

それから、振動等を聞いたというお話でございますけれども、区のほうにそういった、その工事に起因するような振動、騒音というような話は聞いておりませんし、そういったお問合せもないということです。

○安藤委員

写真についてですけれど、区が応急的に補修工事を行ったという説明があったと思います。その前なのか後なのかというのを少し確認したいと思います。

それと、近隣の住民からは特に声がないということですけれども、では、区として自ら出向いたということではない、そういったことはしていないということです。よろしかったのか確認させてください。

あと、報道発表として別紙2があるのですが、これ以外に、この報道後に、区としてJR東海から聞き及んでいる情報などがあれば教えていただきたいと思います。例えば調査の方法ですとか、実施時期などを伺っているのでしょうか、伺いたいと思います。

○森道路課長

区自ら周辺の方々にヒアリングをしたかということでございますけれども、こちらについては、していないです。区としては、現場を確認して、問合せがありましたら丁寧にお答えしているということ

でございます。

それから、写真が区で補修した前に撮影されたものかというところですが、この写真の正確な撮影時刻までは把握していないのですけれども、写真で、例えば男の人の足が写ってございますが、その奥の歩道の部分2メーター程度は、横断歩道へ渡るときの歩道の幅員が狭かったものですので、そこだけは2センチ程度補修をして、幅2メーターぐらいの段差のすりつけを区のほうで迅速にやらせていただきました。

今、写真は、メジャーを当てて測っておりますけれども、この部分については、JR東海の施工業者である建設共同企業体のほうで、区の要請を受けて、危ないところでございますので、その週の金曜日にすりつけを実施したというところでございます。

○大石まちづくり立体化担当課長

私からは、3点目の質問にお答えいたします。区としてJR東海から何か聞いているかというところでございます。JR東海からは、先ほど申しましたとおり、歩行者安全確保のため、まずは24時間体制で現地に交通誘導員を配置しているということを聞いてございます。また、従来の1日2回の巡回点検に加えまして、発生箇所周辺の監視強化のため、24時間体制で常時監視を行っていると。また、併せて6時間に1回の頻度で路面の高さ計測を行っていると聞いているところでございます。また、事象発生日の夜間には、事象発生箇所周辺の空洞調査を実施し、観測できる空洞は確認できなかつたと報告を受けてございます。

委員ご質問にありました、調査の方法、時期につきましてですが、現在社内で検討中ということで、まだ報告は受けていない状況でございます。

○安藤委員

分かりました。空洞調査は行ったと。それで空洞は確認できなかつたというところが、28日の夜にわかつたということで、今ご説明あつたかと思います。もし間違あれば、後で訂正してください。

それと、今回は、陥没ではなく隆起ということです。品川区では目黒川で気泡発生もありました。気泡発生は、原因とも言えないし原因でないとも言えないということでの、JR東海の回答だったと思うのですけれども、その気泡が発生した年末も、品川区としては要請も行いました。その気泡発生の原因究明を行うよう求めました。

しかし、JR東海はそれに結果として応じることはなかつたと思います。8月25日に本掘進工事を開始したと。区が要請したにもかかわらず、それをやらずに本掘進やつたと。それで、こういう隆起の騒ぎということになります。昨日、私たち共産党は、リニア問題で、山添参議院議員の国土交通省レクチャーがあつたので、参加してまいりました。昨日もそうだったので、毎回そういう場で国土交通省が繰り返す説明の中にはこういった今回のトンネル工事も進んだのも、河川管理者である、地元の区の品川区とも協議をし、進められていると聞いているという言葉なのです。

それで、少し伺いたいのですけれど、自ら要請した気泡発生の原因究明が行われなかつたにもかかわらず、品川区は協議の中で、本掘進着工というのを黙認したということなのでしょうか。それとも、そもそも協議というのが行われたのか、そういうものがあつたのかどうか伺いたいと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長

目黒川の気泡につきまして、河川管理者と協議というお話をあつたかと思うのですけれども、こちらは調査方法や調査場所等について協議を行っているものでございまして、工事実施の有無というところで協議を行っているものではございません。区として原因究明がなされないまま認めるのかというとこ

ろもございましたが、JR東海の見解といたしましては、泡の発生とシールド掘進に明確な関係性は見られないという一定の見解が出ているところでございます。こちらの事業は、国が認可してJR東海の責任の下行われておりますので、区といたしましては、今後も必要となる要請は確実に行っていきたいと考えているところでございます。

○安藤委員

今のご答弁で、もう一回お伺いしたいのです。最後のほうで、JR東海の責任でという話もありました。区が許可するとかしないとか、ゴーサイン出す、出さないの話ではないかもしませんが、確認したいのは、気泡発生事象の後、品川区として、工事やっていいですよというふうに言ったということはないということでよろしいのか、確認させてください。

○大石まちづくり立体化担当課長

区として、工事の発進の有無というところについては、お答えはしてございません。

○安藤委員

分かりました。

さらに、近隣住民への聞き取りはしていないということはありました、住民のこの要請文にもありますね、区民の安全安心と生活環境を守る立場の地元区として強く申し上げますというふうに書いていまして、この文言もすばらしいなと思うのです。ですから、この立場でさらに、やはり踏み込んでいただきたいなという思いがあります。

最後ですが、このリニア新幹線事業なのですけれど、反対の声も根強くありますし、結局、全国各地でトラブルが続出しております、品川区民の暮らしも今回、このような具体的な形で脅かそうとしている。その上、事業費も、先日記者発表ありましたけれど、11兆円へと膨らむと。工期も確定できない。このような状況で、リニア新幹線事業はまさに今、断念すべきだと申し上げたいと私は思うのです。

伺いたいのですけれども、区としても、JR東海にリニア中止を求めていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○大石まちづくり立体化担当課長

今回の事象につきましては、委員ご指摘のとおり、区民の安全安心を守る地元区といたしまして、今後も必要な要請を行っていく立場は変わらないところでございます。また、JR東海に対して事業の中止を求めるのかというところでございますが、繰り返しになりますが、こちら、リニア中央新幹線につきましてはJR東海が国土交通大臣から認可を受け、JR東海の責任の下実施されている事業となってございます。区といたしましては、今回の事象のようなことが発生いたしましたら、速やかに強く、地元区といたしまして必要な要請は時期を逃さずやっていきたいと考えているところでございます。

○安藤委員

やはり、品川区が要請している内容にもありますように、住民の暮らし、安全と安心が、生活環境が脅かされているというような状況だと思います。それ以外にも、グローバルなもっと大きな観点からも、必要ない事業だと私は思っておりますので、ぜひ今後、地元区として中止を要請していっていただくようになります。変化していただけるといいなと思っております。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○中塚委員

それぞれご説明ありがとうございました。幾つか伺いたいのですけれども、まず、まとめて3つ大きく伺いたいと思います。

1つ目は、現在の状況を改めて確認したいのですけれども、10メートルの幅にわたって区道が隆起したということです。JRは13センチ、区は15センチという説明ですが、現在も隆起は続いているのか、止まっているのか、それとも、若干でも下がっているのか、現状を伺います。JRとしては、6時間ごとに調査しているということですけれども、区として、モニタリングをされているのか伺います。今までに、ちょうど歩道のところまで隆起をしているので、大変危険な状況だなと思うのですけれども、けがをされたという方の報告があるのか、現在の状況をまず、伺いたいと思います。

2つ目です。リニア新幹線のシールド工事ということで、今回の事象を受けて掘進は止まっているという説明ですけれども、シールド工事は、トンネルを掘り進めていくときに、周りの土壤に圧力をかけてシールドしていくというふうに私、伺っているのです。掘進は止まっているということですが、この圧力のほうは、今もかけたままなのか。それとも圧力はかけていないのか。シールド工事に関わって圧力が今もかけたままなのかどうか、現状どうなっているのか、そこを伺います。

大きく3点目なのですけれども、目黒川の隣の立て坑からシールド工事が始まっておりましたが、今回発生した場所の真隣が大崎ガーデンシティということで、150メートル級の再開発ビル、大変大きなオフィスビルがあるわけです。こうした150メートル級のビルの隣を通過する、現状では、近づくと言えばいいのか、こういう地点というのは、その立て坑から始まったシールド工事の中で、今回が初めての状況になるのか。要するに、150メートル級のビルの隣を通るのは今回が初めてということになるのか、通るというか、まだ通り切ってはいませんけれども、そこをご説明いただきたいと思います。

○森道路課長

私から、現在の状況とけがのお話についてお答えをさせていただきます。

現在につきましても、隆起したままであることは確かでございます。先ほども少し申しましたけれども、歩道の部分と隆起した車道の部分をアスファルトで埋めまして、なだらかな形にすりつけはさせていただいているというところでございます。

あと、今の隆起の状況はどうかというお話でございますけれども、先週、JR東海のほうにも確認したところ、当初の隆起した高さよりは少し下がっているというふうなことは聞いてございます。

それから、けがのお話でございますけれども、区のほうにご連絡いただいた方が1名おられました。朝方、まだ区としても状況を確認していない時間帯でございますが、自転車でここにぶつかって転んだというお話をされる方がございました。病院に行くほどのものではなかったというふうには聞いておりますけれども、その辺の対応については、JR東海のほうで原因を調査しているというお話をさせていただいているので、何か領収書とか診断書とか、そういういったものがある場合には保管しておいてくださいというようなお話ををして、ご理解いただいているところでございます。

○大石まちづくり立体化担当課長

私からは2点目、3点目のご質問にお答えいたします。

現在、シールド掘進止まっている状況でございますが、圧力がかけられた状態なのかというところでございます。JR東海に確認したところ、チャンバーと言われる隔壁の中には現在、泥土が充填されていて、こちらの状況は変わらないと。それをシールドジャッキで保持している状況でございます。また、掘進中に必要となる推力はかけていないという報告を受けてございます。

2点目の、150メートル級のタワーの近くを通るのが初めてかというところでございますが、品川

学園横の発進立て坑から現在、490メートルほど進んでいる状況にはなりますが、これまでの間、150メートル級の超高層ビルの横を通ったという事例はないものと区は認識しているところでございます。

○中塚委員

一応、現状は隆起が止まって少し下がっているということなのですけれども、逆に言えば、当然元どおりにはなっていないということですね。けが人が1人いて、自転車で転んだということで、大変重大な事案だなと改めて思いました。

隆起したままでなくて少し下がっているというのはどういうことなのか。かなり車の交通量多いですから、それで少し下がったのか。空洞調査の話が先ほどありましたけれど、特に空洞はないということでした。少し下がったというのはどういうことなのか少しご説明いただきたいと思います。

それと、シールド工事の圧力のことで、少し技術的な言葉が多くてよく分からなったのですけれども、シールドジャッキとか、推力は変えていないとかありましたが、どういうことなのか私には分からない。私の認識がまだまだ浅いもので、要するにシールド掘るときは周りを圧力をかけながら進んでいくぐらいの知識しかないもので、要するに、圧力はかかったままなのか、何がされていて、何がされていない、「すいりよく」とは水で圧力をかけるのですか。あ、推進力、推力か。もう少し丁寧に説明していただきたいと思います。

3つ目、これは150メートル級の建物の横を通ったことないということが分かりました。何を私が言いたいかというと、私なりに原因究明やメカニズムを考えるに当たって、この3つの質問を考えたのです。どう考えても、土壌が隆起したわけだから、何らかのものが下から上がってきている。エネルギーが上がるわけです。しかもなぜこの場所だけなのか。ほかに起きていない現象で、ここの交差点でなぜこの場所で15センチも、その後、若干下がったみたいだけれど、と。それを私なりに考えて、それを知るためにも今の3つの質問をさせていただいたのですけれど、それぞれ、もう少しご説明いただきたいと思います。

○森道路課長

どうして少し下がったかというお話でございますけれども、今、委員からお話ありましたとおり、車の通りが多いところですので、その分圧力が上から逆にかかるて下がっていたというところでございます。また、下から隆起しているということでございますので、空洞調査でははつきりとは出てこなかつたのかもしれませんけれども、何かしらアスファルトとその下の碎石であったり、そういったところに空間があるのかなとは思っております。それが元に戻りつつあるのかなということで、少し下がったのかなと認識しております。

○大石まちづくり立体化担当課長

先ほどの圧のお話でございますが、通常、泥土圧シールドというものは地山と隔壁の泥土でバランスを保って、そこに推力をかけて進んでいくという工法なのですけれども、現在その掘進に必要な推力、いわゆる推進力はかけていない状態です。ただ一方で、先ほど言ったチャンバーという、面板と中筒の間に隔壁というものがあるのですけれども、そこは泥土で埋まっている状況でございまして、そちらをシールドジャッキで押さえてバランスを取って安全性を確保しているという状況でございます。

最後の3点目の質問でございますが、発生場所というところでございますけれども、現状といたしましては、シールド掘進の近くで、面板と言われるシールドマシンの先端から水平距離で約5メートルほど西側に行ったところで、今回事象が発生したのですけれども、因果関係については、今現在調査中と

いうところで、今後、JR東海によって調査が進められていくものと認識しているところでございます。

○中塚委員

土壤の隆起によってアスファルトが持ち上げられて、土が下がったらアスファルトと土の間に隙間があるかもしれないということで空間調査をしたけれども、そこは特に空間はなかったと。現在のところ確認されていないということは、何なのでしょうか、まだ原因は当然分からぬわけですけれども、ただ、何らかの圧力が下から上がったということは確かなのだろうなと思います。

シールド工事のほうですけれども、うまくこのバランスを取っているということです。私自身はリニア新幹線のシールド工事が原因で、この圧力が地上に向かっていって今回地面を隆起させたのではないかと、仮説を私自身が持っているからこういう質問をしているのですけれども、そのバランスを取っているということは、では今も、土壤に向かって圧がかかりつ放しということなのか。そうではないのか、そこだけ。バランスと言われると、上からかかってきたら下もかけるという、そういうバランスに聞こえてしまいます。要するに、今も圧がかかったままなのかどうかをもう一度確認させてください。

いずれにしても、私なりに考えました。大崎ガーデンシティ、150メートル級の再開発ビルがここにどんと建っているわけです。この地価公示を見たときに、すごい深さまで掘っているなと思ったことが今でも記憶にあります。さらに岩盤までくいが刺さっておりますから、大きな地震があって大変な被害があつても、建物自体は隆起したり下がったりすることはほぼなく、周りの地面のほうが下がるような、それぐらいかなり丈夫な建物だと思っております。

そこに、地下80メートルをシールド工事でわーっと掘っていったときに、結局その工事を進めるための圧が、圧というのは必ず高いところから低いほうへ、硬いものよりも軟らかいほうへ圧は逃げていきますから、今まで何もなかつたかもしれないけれども、結局この150メートルの超高層ビルの基礎部分に当たって跳ね返る形で圧が通常よりも1点に集中して、ここの場所を隆起させたのではないかと、私自身はそういう仮説を持っているのです。

それ以外に説明できるのであれば、いろいろな専門家の意見も聞きたいと思いますけれども、今までーーっと掘ってきて、古い建物の下も、もしかしたら線路の下も掘っていてこういった隆起がなくて、この場所で隆起した、一番の違いは、ビルの基礎工事の部分ではないのかなと思うのですけれども、区としてはその辺どう考えていらっしゃるのか。

先ほど来、区は早急な原因究明をJR東海に求めている。因果関係を調査と求めているわけですけれども、区としても独自にこの原因や、あと隆起のメカニズムを考えるといいますか、目星をつけるといいますか、何が原因で、どういうメカニズムで区道が隆起したのか、それを専門家の知見も含めて考えていただきたい。シールド工事や道路の管理は、区にとっても自分たちの仕事ですから、様々知見を持っていると思います。区としても独自に原因やメカニズムを考えるべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○大石まちづくり立体化担当課長

圧のお話でございますが、簡単に申しますと、掘削面と面板との間のバランスを保持しているだけでございまして、前に進めるときにかけるような圧、推進力はかけていないという状況でございます。

2点目の、ビルの基礎工事が原因ではというところでございますが、こちらにつきましては今、JR東海が因果関係を調査中と聞いているところでございます。あと、区として発生原因の調査をしないのかというところでございますが、こちらも繰り返しになってしまいますが、現在、JR東海からは因果関係を調査中と聞いているところでございますので、区といたしましては、まずは、JR東海による調

査状況を注視してまいりたいと考えているところでございます。

○中塚委員

これは、区としても独自に原因と隆起のメカニズムを考えるべきだと思います。もちろん第一義的には、工事を行ったJR東海が自ら調査をするということは当然です。しかし、今回は、区の財産である、区民の財産である区道が隆起したわけです。森澤区長の、このJRの社長に向けた申し入れの中ではあまり触れられていないと私は思うのですけれども、重大なことだと思うのです。原因は何であれ、何らかの要因によって、区民の生活を支えている、生活の重要なインフラである区道が通れなくなったり、自転車で通った人が転んでけがをしたり、こういう事態になるというのは深刻な問題だと思うのです。

私は都市計画道路は反対ですけれども、区道は、住民が生活する上で重要なインフラだと思っております。区もそう認識するから、道路は安全で快適であるべきだという考えに立って仕事をしてきたのだと思うのですけれど、それがこういうふうに傷つけられることに対して、私もすごくいら立ちや怒りを感じるわけです。何てことしてくれたのだと。

だから、先ほどからおっしゃっているような、JRが調査しますので自分たちはそういう立場にはありませんと、そういう立場ではなくて、自分たちのものが壊されている、区民のものが壊されているのだから、区としてもしっかりと、原因やメカニズムを明らかにする、調査をしていく、区としても検討をしていく、そういう必要があると私は思うのですけれども、改めていかがでしょうか。

現状についても、先ほど、モニタリングしているのかと伺ったところ、答弁がなかったのですけれども、若干下がったということは、今後どういうふうに下がっていくのか。現状についてのモニタリングを区としてもやるべきだと思うのです。隆起は、徐々に上がっていったのか、どんと上がったのか。区としては見ようがないですから分かりませんけれども、下がっていく場合は、どういうふうに下がっていくのか、何をしたらどうなるのか。区としても、JR任せにするのではなくて、モニタリングをやるべきだと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○森道路課長

区としてもモニタリングを行い、区として原因究明を、というお話をございました。今、委員もおっしゃったように、原因は今、調査中でございますけれども、外からの圧力によって非常に大切な道路がこういうふうに、壊れてしまっているということは、区としても道路管理者としても重要なことだと考えております。区としても、リニアの事故に起因するかもしれないということで、重要な事案として重く受け止めているというところでございます。だからこそ、当日中に、区としてもしっかりと要請文を出して、しっかりと原因究明をしろという形で、道路管理者の立場としても、区全体としても、しっかりと要請をさせていただいたというところでございます。

今後、JRのほうから、こういった専門家の意見も踏まえた、様々な検討結果が徐々に出てくると思います。区として、JRに迎合するのではなくて、本当にそうなのか、区の技術職としても、確認できるものは全て同意して、しっかりと確認をし、安全性を区としても認識していきたいと思っております。

地下80メートルの中で、なかなか例のないシールド工事でございます。区の実施している道路工事や公園工事や河川下水道の工事と比べて、技術力が非常に高いものでございますので、区としてそれを一から確認していくというのは、なかなか現実的にも難しいところでございます。ただ、今申し上げましたように、JR東海の調査結果をしっかりと客観的に判断しながら、JR東海には指導していきたいと考えております。

それから、モニタリングについてでございます。JR東海のほうでしっかりと6時間ごとにモニタリ

ングをされているというところでございます。区としても、日々パトロールを行ってございますし、何か急激な影響がありそうだという兆候がございましたら、当然、区としても安全対策等をしていきます。JR東海のほうで一時的にはモニタリングをし、それをしっかりと報告してもらうような体制にしておりますので、それで今後、当面は対応していきたいと考えております。

○中塚委員

今回の事案は区が原因ではないですから、区を問いただすというよりも、あくまで、JR東海に、何てことしたのだという気持ちで質疑をしたいと思います。ただ、今の答弁だとJR東海が調査を発表した。それについて、自分たちでもよく検討するとかということではない。モニタリングも6時間ごとにJRがやっているから、区としては、急な変化があったら別だけれどという話でしたが、JR任せでいいのかと。

今回の事案で、実際、一人の方が転んでけがをされている。歩道で15センチの段差ができるなんてとんでもないことだと私は思います。前例がないのではないかぐらいだと私は思うのです。それを、現状のモニタリングもJRに任せただけ、因果関係の結果が出てから考える。これでは区民の安全安心にはつながらないと私は思います。区も独自にモニタリングをすべきだし、そうすれば急な変化に対しても、区は機動的に動けるわけだ。また、区としても、因果関係や原因、その隆起のメカニズムについて考えるべきです。そうすれば、JRが示した発表が合理的で正しいのかどうかの物差しを独自に設けることができるわけですね。それがひいては区民の生活や暮らしを守ることにつながるわけです。道路を守るということはそういうことだと思いますので、ぜひ独自の姿勢を求めるといいます。

なぜかというと、今回、道路で15センチ隆起ですよね。これが住宅地だったら何が起きるか。これ、質問します。この15センチの隆起が道路で起きたと。それによって、一人の方が実際けがをしている。長い間通行止めになって、復旧にも時間もかかっている、などなど、これが住宅地だったら何が起きると思うのか、区の見解を伺います。私は、住宅地で15センチも隆起したらその家住めないと私はいます。ではどこに住んでもらうのか、その費用はどうするのか。そんなことが住宅地で起きたら、その住宅、誰がどの値段で買うのか、売るのか。消費者でいえば、そんなところ安くなるだろうと思うのが消費者目線だと思うのです。こんなリスクのある工事が起きたらとんでもないことになると思うのです。そのためにも、今後示されるJRの説明が合理的なものなのかどうかを示すためにも、区独自のメカニズムの検討、調査、これをやらなければいけないと。繰り返しになりますけれども、住宅地だったらどうなるのかということと、だからこそ、区としても独自に調査をやるべきだと思いますが、改めていかがでしょうかと。

もう一言。区長がJR東海の社長に向けて、原因究明がなされるまでシールド工事を行わないことを求めたこと、これ当然だと思います。でも一方で、原因がリニアの工事でしたと、シールド工法の圧でしたと、これが再開発で建てられた建物の基礎に跳ね返ってこの部分で集中したのですと、明らかになつたとなれば、それもそれで進めていいことにはならないと私は思うのです。原因はこれで、ああ、そうでしたか、ということに決してならないわけです。なぜかというとこの先、住宅地だからです。そういう認識はあるのか伺います。

○森道路課長

今回、道路の歩道と車道の間で隆起が起きたというところで住宅地で隆起あつたらと、仮定の話でございますのでなかなか確としたことは言えませんが、委員おっしゃったように、家に直接影響があるような隆起であればかなりの傾きになるとは思いますので、家屋としてもそのままというわけにはいかな

いと考えております。そういったことであるならば、区としてもしっかりとJR東海に指導しながら、原因究明と対応を求めていくというところでございます。

モニタリングにつきましても、今現在JRのほうで調査をしており、高さの計測をおこなっています。隆起がどのぐらいだったというような隆起前後の比較、それから今後の数値を含めた比較をしていただいている。計測については、しっかりと同じベースで比較することが重要だろうというふうに考えておりますので、JR東海のほうから報告がなければ、当然そういったことがないように指導するとともに、区としてもしっかりとやっていきますけれども、JR東海と連絡を密にしながら、今までやってきておりますので、その報告を聞きながら、区としての対応を考えていきたいと思っております。

○大石まちづくり立体化担当課長

私から、3点目のご質問に回答いたします。原因が究明されたら区として工事の再開を認めるのかでございますが、こちらも繰り返しになりますけれども、リニア中央新幹線につきましては、JR東海が国土交通大臣から認可を受け、JR東海の責任の下に実施されている事業でございます。一方で区といたしまして、今回の事象につきましては、区民の安全安心を脅かす大変重大な事案と捉えているところでございます。区といたしましては、まずは、原因究明を行った上で、その上で再発防止策が図られることが重要と考えているところでございます。引き続き、JR東海に対しましては、区民からの不安や懸念の声に真摯に受け止め、区民への丁寧な説明と適切な措置を講じるよう、引き続き強く要請してまいりたいと考えているところでございます。

○中塚委員

JRと密に連絡を取っているとか、国が認可をした工事だからだとか、いろいろ言いますけれども、今回の事象は、区民が被害に遭っているのです。けがをされた方がいる。そもそも道路というのは安全で快適であることが前提なのに、その前提が崩れたら、区民は道路を安心して利用できないでしょう。これは区が起こした事故ではないのです。だから区を責めているわけではなくて、安全で快適であるはずの道路がこんなことになってしまったらその前提が崩れてしまう。声を大にして言いたいと私は思います。

15センチずれたら、もうその家は暮らせなくなると思います。原因究明をするのは当然ですが、原因が明らかになったとて、では工事を再開すれば、同じメカニズムで、道路の隆起だけでなく今度は住宅地が隆起をしていく。リニアの路線を見ていくと、この先は戸越公園の駅前で既に開発が終わった19番地、ここも通るのです。今回と同じような構造です。

今工事しているところは何らかの事象でうまく擦り抜けたとしましょう。しかし、また今度、戸越の19番地の再開発地域がある。もうこれは完成しています。周辺は、2階建てぐらいの商店街が多いですから、いよいよ住宅地をそこから持ち上げることになる。誰が責任を取るのですかと言いたくなるわけです。だから、区民への暮らし、住宅への影響、道路の影響を考えたら、原因が明らかになったとて、工事を進めることにはならないと私は思うが、いかがでしょうかと。JR東海が、原因はリニアです、土壤への圧力のことです。これを変えるにはルートを変えるしかありませんと発表することになったら、既に工事費が2倍になっているのに、また立坑から別のルートで掘り進めるのかということになるし、リニア新幹線そんな急に曲がれませんから、結局、もう、工事、事業自体が詰んでしまうと思うのです。

なので、今の時点で一番いいのは、リニア新幹線工事を中止すること。この選択が一番、区民にとつてよい選択だと思うけれど、いかがでしょうか。先ほどから、国が認可を下ろしてJRの責任で進めていると言いますが、認可権者である国に対して、品川区としてリニアの工事の中止すべきであると言う

べきだと。地上への影響がないと言いながら、こういうことがあるわけです。実際影響を受けた自治体としての責任だと思いますけれども、いかがでしょうか。

最後にまとめて、そもそもこの大深度地下工事は、地上に影響しないという前提で工事が始まったのです。原因がどうであれ、何であれ、地上に影響しては駄目ではないですか。それを認めてきた国や、また、地上に影響しないと言ってきたJR、大深度地下工事そのものの仕組み、ここにも問題があると私は思うのです。区長のこのコメントは、思いを全部形にできるわけではないけれども、品川区としては、この大深度地下工事は地下の工事で地上に影響しないからと説明や権利関係の合意なく、国の認可で進めていけると考えるのか。都市計画道路とはまた、違う手法なわけですが、この大深度地下工事自体、やはり問題があると、区は思っているのか伺いたいと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長

何点かご質問をいただきました。委員ご紹介のとおり、本格的な掘進再開したとした場合、今後、戸越五丁目19番地区に限らず、道の下を通っていく予定でございます。区といたしましては、今回の事象につきまして、区民の安全安心を脅かす重大な事象として、非常に重く受け止めているところでございます。まずは原因究明を行った上で、再発防止策が図られることが何よりも重要と考えてございます。そのようなことを受けまして、区といたしましては、事象が発生した当日に、いち早くJR東海に対し緊急の申入れを行ったというところでございます。今後も、区民の安全安心を最優先に、必要な要請を時期を逃さずに行ってまいりたいと考えているところでございます。

大深度のお話でございますが、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法、いわゆる大深度法でございますが、こちらは国が所掌するものでございまして、国において議論されるべきものと考えてございます。区といたしましては、JR東海に対して引き続き、必要な要請を行っていく考えでございます。

○中塚委員

区民の安全安心を脅かす重大な事案だという説明に加えて、再発防止という説明がありました。これは初めて、今日の質疑で聞く言葉なのですけれども、別紙1の、区長がJR東海に申し入れたものには、原因究明がされるまでシールド掘進を行わないことと書いてあるけれども、この意味合いとしては、原因の究明だけでなく再発防止策も示すということ、一体のものだということでしょうか。それは、原因が明らかでしたら、当然対策も示しなさいよというのは、理屈の上ではもちろん、通常は一体のものと私も思います。そうはいっても今のところは重要なご答弁だと思うので、改めて伺います。ここで言う、原因究明がなされるまでシールド工事を行わないことというのは、再発防止策も一体のものだという、私の理解でよいのか伺いたいと思います。

そして、大深度地下工事に、国で議論してくれと。区も当事者意識に欠けている。区道が傷ついたのですよ。区民の財産ですよ。生活インフラですよ。区もなぜ当事者意識を持てないのか。当事者だから、こういうことが起きてしまっては困るのです、だからこういう改善や、策が必要なのですと、当事者だからこそ国に言うべきなのですよ。隣の区で起きていることではないですよ。区役所の目と鼻の先で起きた事案で、それを国で議論をすることって。区長だって、そんなのでいいのかと、そんなので区民の生活と安全が守れるのかと。ぜひとも大深度地下工事、今まで安全だと言われてきました。陥没事故や目黒川の発生気泡があり、そしてよいよ道路が隆起する。この後に及んでも、国で議論などという姿勢を取る。これは変えるべきだと思います。生活インフラを守るためにも、区民の安心安全のためにも、地元自治体として、これでは困ると、こんなことが起きては困るのだということをきちんと国に言って、その議論に参加する、そういう役割が地方自治体だからこそあると思いますけれども、最後にいかがで

しょうか。

○大石まちづくり立体化担当課長

2点ご質問いただきました。原因究明がなされるまでシールド掘進を行わないことという、今回の申入れ事項に再発防止策のセットなのがでございますが、こちら、委員おっしゃられたとおり、当然原因究明されて、ではいけるかといったらそういうわけではないと思っております。やはり再発防止策と一緒に、セットと考えるというふうに区としても認識しているところでございます。

2点目の、大深度地下法のお話でございますが、委員ご指摘のとおり、今回、区道という区民の財産が傷ついたというところにそういう事実はございます。一方で、今回の法律に関しましては、先ほどの繰り返しになりますが、国において議論すべきものと考えてございますので、区といたしましては、事業者でございますJR東海に対して、しっかりと事業者の責任で安全に施工できるように、必要な要請を引き続き行ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

○中塚委員

法律は国会で議論する。法律をつくったり変えたりする。当然国会の、委員会なり、国会でいう本会議があり、そこで法律が決められるということは私もそれは知っています。そんなこと言っているのではなくて、ある意味、事故です、事故があつた当事者の区として、そうした国の議論に委ねるのか。そうではなくて、区として、当事者として、意見を上げ、その議論に参加すべきだと、このことを述べたわけであります。ぜひ、国で議論すればいいという姿勢は改めていただきたいと思います。

JRに対して、意見を言う、要請をするということですけれども、ここまで事案ですから、私は、同時に区としてのモニタリングや原因究明や隆起のメカニズムを、区としても独自に検討すべきだと思います。なぜならば、しかるべき時期にJRが発表するでしょう。今の説明ですと、それが再発防止策と一体でなければ、そもそも受け入れられませんけれども、仮に一体だとしても、それは再発防止策として合理的なのかと、安全なのかと、それを区としても知見を重ねていかないと判断できませんし、ひいては区民の安全を守ることはできません。必要なら専門家の意見も招きながら、ぜひ、区としても、そういう知見を深めて検討をしていただきたい。区の工事をするという意味では区自身が専門家ですから、そこは堂々と検討して主張すればいいと、重ねて要望したいと思います。

最後に、委員長にお願い、提案したいのですけれども、ぜひ、JR東海の担当者をこの建設委員会に参考人招致したいと、委員長に提案したいと思います。なぜならば、この今回の事案は、今日はこういう場ですから区に聞くしかないわけですけれども、本来はJR東海が説明をすべきことであつて、区に聞いても、JRからはこう聞いています、JRからはそのことは聞いていませんと、そういう質疑にどうしてもならざるを得ないわけです。いずれかのタイミングで、JR東海が今回の事案についての原因究明の結果報告や再発防止策を示す時期が来るはずです。そのときにはぜひ、参考人招致をして、区に聞くのではなくて、直接JR東海から説明をまず、受け、質疑をし、必要な説明を受けると。このやり取りの場をつくっていただきたいと提案させていただきたいと思います。すぐに報告が出てくるような簡単な事案ではないので、時期については分かりませんけれど、いずれにしても、JRがいずれかのタイミングで発表するでしょうから、そのときに参考人招致をご検討いただくようお願いしたいのですが、いかがでしょう。

○新妻委員長

ただいまの中塚委員からのご意見につきましては、本日のご意見として承らせていただきました。ここでの返答はすぐにはできませんけれども、ご意見としてしっかりと承らせていただきました。

○中塚委員

受け止めていただけることは大変うれしいのですが、ぜひ正副でご検討いただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○安藤委員

ただいまの中塚委員の提案なのですが、私としても、ぜひ、正副で検討していただいて、ぜひ、建設委員会で招致していただくようお願いしたいと思います。

○松永委員

私から1点お聞きします。今回、地下80メートルをシールド工事されると伺いました。原因はまだ分からぬという状況なのですが、今後、先ほど中塚委員からもあったように、住宅街を通った場合、もし万が一、こうしたことがあって、家が傾いた場合はどなたが補償をされるのか。JRなのか国なのかそれとも品川区なのか、その辺の責任について伺いたいと思います。

品川区は先ほど調査に加わらないということでした。中塚委員への答弁の中で、JR東海がやるということで、区は関わらないと。もしかしたら、区は何もしてないではないかとか、いろいろ区民の方からもそういう意見等が出てくるのではないかという心配があります。その辺について、品川区としてどう感じておられるのか教えていただきたいと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長

仮に、というお話をございますけれども、今後、住宅等への損傷が発生した場合、誰が補償するのかというところでございますが、事業者でございますJR東海、並びに工事受注者でございますJV、こちらのほうが対応していくことが一般的かなと考えているところでございます。

また、それに対して区はどういった関わりを持っていくのかというところでございますけれども、区も今、JR東海の窓口として、立体化担当課、私のほうで受けてございます。今回の事象につきましても、関係部署としっかりと情報共有をして、道路は道路管理者のほう、私が道路を十分情報共有を図るという形で、各部署で連携して進めてきた経緯がございます。

今後も、そういう事案が発生した際には、区の体制をしっかりと組んで、適宜、情報発信と区民への不安の寄り添い、しっかりとその辺をフォローしていければと考えているところでございます。

○松永委員

ぜひ、情報共有をしていただいて、区も調査のほうにも関わるような環境にしていただければと思います。要望です。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○中塚委員

1問だけいいですか。今の費用負担について、仮に被害が発生したらという話ですが、今回の区道の工事、応急的な復旧もそうだけれども、幅10メートルにわたって15センチの隆起です。アスファルト全体を剥がして、基礎というか地面をたたいて硬くして、この工事は誰が負担するのか。仮にではなくて実際に起きているわけですから、これはもうはつきりしているわけですよね。そこだけきちんと説明していただけますか。

○森道路課長

今回、JR東海のほうで原因を究明しているというところでございます。確実にJR東海の工事に起因するというふうに今の時点で正式に言われているわけではございませんが、今の調査結果を踏まえて、JR東海の工事が起因だということになれば、JR東海のほうで、道路管理者の指導の下、しっかりと全体的に改修をしていただくということになります。

○新妻委員長

よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 高齢者サポート付き住み替え相談会（居住支援相談会）について

○新妻委員長

次に、(2)高齢者サポート付き住み替え相談会（居住支援相談会）についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○川原住宅課長

それでは、私からは、住宅課にて実施をいたしました、高齢者サポート付き住み替え相談会（居住支援相談会）の実施状況につきましてご報告をいたします。恐れ入ります、資料をご覧ください。

1、開催目的でございます。新たに一人で住宅を探すことが難しい高齢者を対象に、状況に応じて相談会後の物件の内覧や契約の同行など、入居支援のサポートなどを行うものでございます。

2、実施概要でございます。相談会の実施日は、10月16日木曜日午後1時から、会場は本庁舎3階ロビーにて行いました。対象者については、区内在住の65歳以上の高齢者で、住まい探しにお困りの方でございます。

3、当日の体制についてでございます。以前の相談会は不動産事業者のみで実施をしておりましたが、相談員として介護事業者を含めた形で行いました。事業周知や受付方法については、記載のとおりでございます。

(4) の実施方法につきましては、1枠30分で2ブースを設置し、12名分の相談枠を設けました。各ブースには不動産事業者と介護事業者が同席にて、相談内容の聞き取りを行いました。聞き取りの手法については、介護事業者が相談記録を書き込み、不動産事業者が希望内容に応じた物件情報を提示し、必要に応じて介護事業者がその後のサポートを行う形で実施をいたしました。

恐れ入ります、次のページをご覧ください。また、次のページについては、それぞれの事業者の役割を上部の部分に記載をしてございます。

続きまして、4の実施状況についてでございます。参加人数は8名、属性は、男性が6名、女性が2名、うち、生活保護受給者が2名でございました。主な相談内容としては、立ち退きによる転居、更新前に引っ越しを希望、家賃の低い物件を希望、などといった相談でございました。相談会の当日および事後の支援状況については、記載のとおり、8名全ての方へ物件の提示を行い、内覧の調整などのほか、1名の方から、生活保護の相談があり、生活福祉課へつないだケースがございました。

最後に、次回の開催について、日程が決定となりました。資料に記載はございませんが、令和8年1月16日金曜日を予定しております。

広報につきましても、資料に記載はございませんが、広報しながわ12月21日号のほか、区のホームページなどでも周知の予定でございます。

私からの報告は以上でございます。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○安藤委員

まず、介護事業者というのがあるのですが、こちら、どちらがいらしたのかなというのが1つ。

それと、これ対象は単身者のみなのかというのを教えていただきたいのと、裏面に書いてありますけれど、4の（3）ですか、全ての方に物件情報の提示を行えたとする一方で、具体的な次回手続に進展する事例が一部あるのですが、この課題というのですか、それは何なのか伺いたいと思います。

あと、合わせて言ってしまうと、この催し自体は区民のニーズもあった、よい取組かなと思うのですが、次回も開催するということですので、今回開催しての課題ですか改善点も併せて伺いたいと思います。

○川原住宅課長

3点ほどご質問をいただきました。

まず、1点目の介護事業者につきましては、現在区内で在宅介護支援センターを運営している事業者、株式会社SOMP Oケアという介護事業者でございます。現場にいつも従事していただいている介護士が来ていただきました。それで、相談に乗っていただき、サポートを行っていただきました。

2点目の、単身者のみかというご質問でございます。今回の要件につきましては、通常行っている入居あっせん事業の要件とは一致をしてございません。もう少し緩くしてございますので、こちらに書かれている内容のとおり、区内在住で65歳以上の方でいらっしゃれば、高齢者世帯の方でももちろんお受けをしているところでございます。ただ、今回につきましては、65歳以上の単身の方のみが8名、ご予約をされた、もしくは当日いらっしゃったといった状況でございます。

最後に、今後の課題についてでございます。こちらは昨年度から2回試行的に実施して、今回、予算をつけて、こういったサポートつきの相談会という形で単発で実施したところでございます。課題と申し上げるのが適しているのかがわからないのですけれども、単発のイベントとなると、どうしてもそこに、要配慮者、サポートが必要な方を呼び込む必要があるといったところでございます。

平時の相談会から必要に応じて何かしらのサポートが、常にできるような体制が理想ではあるのですけれども、今後は、今まで昨年まではなかった居住支援法人が、新たに2法人登録してくださいました。これから活動してくださるところではあるのですが、そういった法人にも期待して、平時のところからこういった個別支援というところができるのが、理想かなというふうに考えているところでございます。

○安藤委員

分かりました。全ての方に物件情報を提示できたのですけれども、次の具体的な手続に進展する事例は一部だったということで、マッチングがうまくいかなかったのかなと思うのです。この理由というのですか、何が課題だったのかなというのを伺いたいと思います。

それに少し関わってくるのですけれど、この主な相談内容ですか。裏面のところにもありますが、安い物件を求めている事例が複数あると思うのです。一方で区内の安い物件、築年数が割と長めで木造というところがそういうところに当たるケースが多いと思うのですが、そういった物件がどんどん減ってきてるというのが現状だと思います。こうしたニーズに区はどう応えようとしているのか、どういうふうに考えているのか伺いたいと思います。

○川原住宅課長

2点ご質問をいただきました。

まず、1点目、具体的な次回手続に進展しなかった方はどのような事例だったのかといったご質問だったと思います。今回の相談会当日に内覧の予約までできたのは、実際には2件ほどといったところでございます。ただ、全員の方に物件情報、不動産情報の提示はできました。ここだけではなく、例えばほかにどういったものがあるか。立ち退きの時期に応じて、いい物件があればといったような、気長に探していらっしゃる方も中にはいらっしゃるので、ご自分の希望する物件があり次第、また内覧をしたいといったところで、いい意味で、今、ほかをキープしておきたいといったような、いろいろなご意見がございました。中には2名、すぐにその場でもう内覧の日程を決めて、具体的な行動に移してくださった方もいらっしゃったというところでございます。今現時点で把握しているのはこういったところでございますが、こちらはちょっと不動産情報など、動きもあるので、引き続き進捗は追っていきたいと考えているところでございます。

そして2点目は、物件が減っていることについてでしょうか、家賃が安いものを探していらっしゃる方がいるといったところは、区としても認識をしているところでございます。引き続き、協力いただく不動産事業者も、今、96社まで増えました。要配慮者も断らない、物件の提示をしていくといったところ。また、協力不動産店および大家への支援といったところを引き続き住宅課として行いながら、要配慮者の方への物件の提供というのを数多く実施していきたいと考えてございます。

○安藤委員

やはり安い物件というのがどんどん減っているのではないかという問題意識があります。低廉で安心、安心でなくては住宅困っちゃいますから、低廉で安心な住宅をやはり確保するという施策が今後、品川区には必要になってくると思うのです。例えば区営住宅の増設もそうです。あるいは低廉なところというものが少なくなってきたのであれば、支払困難な方には家賃補助をするですか、なかなか物件が少なくなっているのだけれども、住宅に困る人が生まれないように新たな住宅施策を行うというのが、高齢者の方々には必要なではないかなと思うのです。そこら辺、物件は十分足りているという認識なのか、そういう、住宅で困っている方が入れる物件は十分あるのだと思っているのか。ただ、マッチングをこれからすればいいのだということなのか、それともその物件自体が今、なかなか少なくなっているという認識がおありなのか、そこら辺を伺いたいなと思います。

○川原住宅課長

区として、低廉な物件を確保するため、どういった働きかけを行っていくのかといったところでございます。引き続き低廉な公設の住宅、例えば高齢者住宅だけではなく、区営住宅もそうですし、都営住宅といったところも、現在の維持を引き続き保っていきたいと考えてございます。また、民間の賃貸に関しても、住宅セーフティーネット法に基づく専用住宅に関して、オーナーに専用住宅のご登録をいただくことによって、最大で20年間の家賃低廉化補助というところも受けられます。専用住居もようやく昨年に2戸できました。それもオーナーのご提供により高齢者の方も住んでいただけるということございます。

そういった住宅も引き続き増やしていきながら、オーナーの方への専用住宅の支援を行ってまいります。また、10月から始まりました居住サポート住宅、高齢者の方からはどうしても通常の不動産屋に行くと年齢で断られてしまうといった声がやはり上がってきます。見守りが必要であれば、見守りができる住宅をオーナーが貸してくださるといった声もございますので、そういった見守りつきの住宅の拡充、展開といったところも区として行っていきたいと考えてございます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○中塚委員

住み替え相談会ということで、主な相談内容を見ましても、このお年寄りの方々の苦しい生活の状況が、見てとれるなと思いました。立ち退きによる引っ越し、家賃の安いところに引っ越ししたい、生活が厳しいため家賃を下げたい、などなど、今、厳しい状況が起きているなということ、すごく分かります。

1人の方は、生活福祉課へとつないだということでした。私も様々相談活動をしていますと、なかなか、生活保護を利用したいのだけれどもどうしたらいいかわからないという切り出し方をされる方はとても少なくて、食料品が値上がりして生活が苦しいとか、家賃が高いからもう少し安いところに引っ越しせないかとか、そういう入り口でいろいろ話を聞くと、そもそも、収入自体が、言ってしまえば生活保護基準を下回っている状況で、貯金を切り崩しての生活にも限界が起きているという状況が分かるのです。

こういう相談会を通じて、様々な生活の全体というか概要が見えてくるかと思います。それぞれの関係部署につなげるというのも大切な役割だと思うのですけれども、その点で、1点伺いたいと思います。

2点目は、対面でできる相談会はとてもいいなと思ったのです。なぜかというと、今もう、不動産屋はスマホで、ネットで探す時代でして、昔だったら多分、私も若い頃そうでしたけれども、このまちに住みたいなと思ったら電車を降りて駅前の不動産屋に飛び込んで、何か探してくれませんか、と相談するみたいな、そういうのを私もやったことがありますけれども、今はもう、広告張って、いつでも来てください、予約してから来てくださいと、そういう不動産屋ではない。ほとんどがスマホで探す時代なので、やはりスマホを使うのがちょっと苦手だったり、そういう傾向のあったりするお年寄りにとっては対面で相談できる事業、とてもいいなと思ったのです。

伺いたいのは、次回の会場です。本庁舎3階ロビー、同じなのですけれども、地域センターごとにぐるっと区内を回ってみたらどうかなと思ったのです。庁舎にはたくさんの方がいらっしゃいます。来庁したついでに聞くということもあるでしょうから、駄目というわけではなくて、何が言いたいかというと、建設委員会だから質問しやすいのだけれど、この庁舎は、お年寄りの方が来るのが大変なのです。自転車に乗れる方だったら、また、歩いて行ける距離だったら、さほど不便は感じませんけれども、少し遠いところだとバス、今、あるいは本数少ないと、電車に乗って来るとか一定距離があるとか。なかなか庁舎に来づらいというのは昔から住民の実感としてはあるわけで、そういう意味では、お年寄りが相手の相談会ですから、地域センターごとにぐるぐると回っていくというのも、相談のしやすさにつながってくるのではないかなど聞いていて思ったのです。以上、大きく2点質問させていただきたいと思います。

○川原住宅課長

2点ご質問をいただきました。

まず、1点目は、生活保護などの生活が苦しい方へのつなぎは、こういった対面のイベント的な相談会に限らず、やはり毎日頃からお電話や、直接住宅課の総合相談の窓口にばったりいらっしゃることがございまして、住宅課の職員の相談員のほうから、やはり生活福祉課のご相談してみてはどうですかというふうに相談を促すケースというのが、日頃もやはりあるところでございます。なので、こういったイベント的なものだけではなくて、日頃からこういった生活の状況を伺いまして、いつときの支援ではなく生活保護といったところが必要と思われる方には、積極的にそういったことも、ご案内しております。

す。職員も一緒に場所までご案内したりということもありますので、そこは引き続き丁寧に行っていきたいと考えてございます。

そして2点目、ご提案をいただきました地域センターの巡回です。例えば地域センターを巡回してみて、区役所になかなか来られない高齢者の方も相談できるようにしてみてはどうかというご提案いただきまして、ありがとうございます。全ての地域センターに不動産事業者と介護事業者が回れば本当にそこは理想的なわけですけれども、なかなか、不動産事業者も日程調整がございます。事業者は通常事業がある中でこういった時間を割いて来てくださっています。ご意見としてもちろん承らせていただきたいのですが、今後は、先ほど申し上げた居住支援法人2法人が新たにできたところです。法人の支援の内容によっては、例えば、他区の支援法人だと、足が不自由で、歩けない方にはおうちまで行って、こういった物件を提示したりといったケースもあるそうなので、今後どういった個別支援ができるかといったところは、区だけではなくて居住支援相談、居住支援法人とも協議をしながら、展開できるよう進めたいと考えてございます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○ゆきた委員

昨年の決算特別委員会で、我が会派から居住支援相談会の質疑をさせてもらった際に、課長答弁で、今後高齢者の方に寄り添った支援、専門の有識のある介護事業者のサポートもいただきながら居住支援相談会の開催を検討していくとあり、介護事業者への委託料が必要と判断していると答弁がありました。先ほど、介護事業者が在宅介護支援センターの運営会社とありましたが、その辺のことで、介護事業者というのを委託契約という認識で正しいのか、お聞きできればと思います。

○川原住宅課長

1点ご質問をいただきました。介護事業者に関する契約内容については、委託事業という形で、委託契約を結んでの開催となってございます。

○ゆきた委員

介護事業者の役割を見ると、本当に相談者に寄り添った内容になっていますので、引き続き、予算の確保とともに進めていただければと思います。

また、周知についてなわけですけれども、広報しながらでは、居住支援相談会に不動産事業者が入居物件の紹介や転居時の相談に応じます、とありますが、介護事業者も対応してくれるというふうな記載がありませんでした。もちろん、ほかの周知では、介護事業者について伴走した支援についても周知されていますが、より一層、この介護事業者の支援についてを前面に出しての周知を行ったほうがいいのではないかと感じましたが、ここについて要望も含めてお考えをお聞きできればと思います。

○川原住宅課長

高齢者のサポートには当然、介護事業者の事業の支援というところが必要になってきますので、チラシの周知につきましても、介護事業者による個別支援というところはしっかりと入れていきたいと考えてございます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○せお副委員長

1点、今回高齢者だけが対象になったのはなぜかなというところで、お聞きします。今回というか、

この相談会の対象が高齢者だけというの、気になっています。住宅確保要配慮者というのは、障害者とかひとり親とか、そういったところも含めていて、それを住宅課が主にやり始めたと私は理解しているのです。障害者の住宅とかは以前、別でやっていたではないですか。それも、もちろん障害者のほうも関わってくると思うのですけれど、住宅課が一括でやっていた。そういったところで、障害者やひとり親について、ふだんから違う相談の場所で対応されているとは思うのですが、障害者、生活困窮者とかひとり親世帯の相談会みたいなものはどう考えているのかなと思って、お聞きします。

○川原住宅課長

こういった高齢者サポートつきの相談会以外に、例えば障害者であるとかひとり親の相談会といったところの展開についてのご質問であると認識しております。例えば、ひとり親の方は、やはりお仕事されている方が多いので、こういった、今回のような日中の午後というのではなく難しいのかなというふうに考えてございます。現在は、障害者の方が障害者支援課で、また、ひとり親のほうは子供家庭支援センターの専門の相談員のほうで丁寧に聞き取りをして、連携をして住宅の情報提供ということを行っているところではございます。今回は、ここには書き切れなかったのですが、視覚障害者の方で高齢者の方、60代後半の高齢者の方も今回、この住み替え相談会にご参加いただきました。内覧の約束までは至らなかったのですけれど、物件情報というところは提示もできまして、そこに支援をいただいているご友人の方も一緒に付き添ってくださったというところで、現場で直接対面で丁寧にご希望をお伺いすることができました。そういった方も引き続き支援につなげていきたいと考えてございます。

○せお副委員長

お一人、障害者の方も参加されたということでした。相談員と相談してその後不動産事業者へ行って、それで介護の方とも相談してというと、なかなか回数増えてしまうので、こうやって不動産事業者と介護事業者に来ていただいて区役所で相談できるというのはすごくありがたい相談会だなと思っています。本当にこの相談会を今後広げていっていただけたらなと要望して終わります。

○新妻委員長

ほかによろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 品川区防水板設置等工事助成の拡充について

○新妻委員長

次に、(3)品川区防水板設置等工事助成の拡充についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○関根河川下水道課長

私からは、品川区防水板設置等工事助成の拡充についてご説明をいたします。資料をご覧ください。

令和7年9月11日の豪雨では、区内全域で多くの浸水被害が生じたことから、浸水に対する区民の備えをより一層推進するため、品川区防水板設置等工事助成について、要綱を改正し助成内容を拡充をいたしました。

主な拡充内容は3点ございます。

まず、1点目が、助成対象者の拡大です。これまで助成対象外でありました、標高5メートル以上に立地し地盤を掘り下げた建築物や半地下駐車場等についても助成対象に含め、立地地盤の標高ですか構造等によらず全ての建築物を助成対象に位置づけました。

2点目が、助成額および限度額の拡充です。資料中段表に記載のございますとおり、個人申請の助成額を4分の3から5分の4に、法人申請の助成額を2分の1から5分の3に、法人につきましては今回、合わせて上限額につきましても、最大100万円から150万円に引き上げております。

3点目といたしまして、工事を伴わず設置が可能な簡易型止水板の購入も助成対象として位置づけをいたしました。

続きまして、その他でございますが、まず、要綱の呼称変更をいたしました。これまで防水板という名称を使用してきましたが、現時点では一般的に止水板という呼称が使用されているということがございますので、こちらに呼称を変更いたしまして統一を図るとともに、例えば区民の方が検索されるときの利便性向上等にも寄与するものと考えてございます。

また、本拡充につきましては、令和8年度末までの時限措置を予定しております、この機にぜひ多くの区民の皆様に制度を利用していただけるよう取り組んでまいります。

最後に、今後の予定でございますが、広報しながらもはじめ様々な媒体を活用して制度の拡充を周知してまいりまして、制度をご利用いただけるように努めてまいります。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○安藤委員

こちら、共産党も豪雨災害を受け、緊急要望ですか決算委員会でも求めてきたことですので、区の素早い対応を評価したいと思います。ただ、時限措置ということあります。これは様子を見ながらということになるとは思うのですが、なかなか今くらいの時期だとは思うのですけれども、毎年のように水害が襲ってくる可能性もありますので、ここについては、ぜひ柔軟に対応していただきたいと思いますし、様子見て延長や時限措置の撤廃なども考えていただければなと思います。これは要望です。

あとですけれど、これ、表に書いていますが、実際の自己負担額というのは、個人、法人、大体一般的にどれぐらいになりますよというのもし分かれば教えていただきたいなというのが一つです。

それと、周知についてなのですが、様々な媒体を活用、というふうにあります。そうなのだと思いますのですが、例えばそれ以外にも、地区の防災訓練ですか区の一斉防災訓練、あるいは水防訓練の会場などで、現物展示や周知のチラシ配布などを行ってはいかがかなと思います。いかがでしょうか。

また、ハザードマップを改定していくことになると思います。今回浸水した地域が明記されると思うのですが、そのエリアに限ってチラシを配布するなど、こういった啓発の仕方も有効ではないかと思うのですけれど、こちらもいかがでしょうか、伺います。

○関根河川下水道課長

3点ご質問いただきました。

まず、自己負担額は、実際どの程度かというご質問でございます。個人の場合ですと平均で見れば50万円程度の全体の工事費、あるいは例えば玄関の前だけ等ですと30万円か40万円程度の工事費というような状況でございます。それに対して今、5分の4という形、80%の助成という形になりますので、仮に工事費が50万円の場合は、自己負担額は2割ですので、10万円程度の自己負担額にならうかなというところでございます。

法人につきましては、やはり工事費はもう少し平均としても上がるという形になってきております。法人ですので非常に差の大小といいますか、幅は広いのですが、おおむね、平均としては、200万円

程度の工事費が多いかなというふうに認識してございます。その場合ですと、5分の3、6割の補助ということで、120万円の補助になりますので、自己負担額としては80万円という形になろうかなというところでございます。

それから2点目のご質問で、PRにつきましてですが、委員ご指摘のとおり、ちょうど地区の総合防災訓練等を実施しているところでございまして、所管課とも連携しまして、訓練において、チラシの配布等はさせていただくような形で考えてございます。

また、ご提案のあった、例えばハザードマップの範囲の配布ですか、そういった、さらに周知を図る取組についても検討させていただきまして、関係課とも連携をして、より多くの区民の方に使っていただけるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

○安藤委員

ぜひよろしくお願ひいたします。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○中塚委員

9月11日の豪雨を受けて、すぐに制度の拡充を進めるということは高く評価したいと思います。

質問ですけれども、個人の方で住民登録されている方は限度額が100万円、法人の方で区内の方は150万円ということですが、この100万円と150万円を限度額とした、この考え方といいますか何を基準にしているのかということを伺いたいと思います。

先ほどのやり取りで、法人の方はいろいろ大小あるけれども大体200万円だということの答弁があつて、だから100万円から150万円に引き上げたということになるのかもしれないだけれども、この限度額、つまり、個人だったら100万円、法人だったら150万円、これぐらいあれば全体工事ができますよという意味なのか、これぐらいあればインセンティブにはなりますよという考え方なのか、この限度額の設定の考え方を伺いたいと思います。

それと、令和8年度末までの時限措置ということなのですけれども、それ以降は助成額が戻ってしまうということですか。今回よくした分が戻ってしまうということなのですか。時限措置だとそういう意味合いになるかと思うけれど、なぜよくしたもの戻してしまうのか、何で時限措置としたのか、恒久化できない理由は何なのか、そこを伺いたいと思います。今回の水害もそうですけれども、気候危機にも起因して、年々規模が大きくなっているわけで、さらなる支援や対策の充実こそ求められるときに、なぜ元に戻してしまうのか私には理解できないのですけれども、ぜひ時限措置はなくしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○関根河川下水道課長

2点ご質問いただきました。

まず、限度額の考え方でございますけれども、委員ご指摘のとおり、まず、改正前といいますか、もともとの限度額としましては、助成の率も踏まえて、おおむねこのぐらいあれば補助が貰えるだろうというところで設定をされております。今回、法人について100万円から150万円引き上げましたのも、委員ご指摘のとおり、助成率のほうを引き上げておりますので、それに伴って、上限額を上げないと、条件に引っかかってしまって、率上げた分が額に反映されないといったことが少なくなるように、上限額のほうも上げさせていただいた次第でございます。

それから、今回令和8年度末までを予定ということについて、恒久化できないのかというところでご

ざいます。現時点では、この機に、より一層、この機を逃さずに使っていただくために時限措置を考えているところではございますが、今後の、また申請の状況、あるいは、様々な状況等を踏まえて、令和9年度以降、実際にどうするかというところは適切な時期に判断をしていきたいと、このように考えているところでございます。

○中塚委員

時限措置を設定した理由としては、この機を逃さずというご説明でしたけれども、この機を逃さずに、というはどういう意味合いなのか伺います。つまり、今回、9月11日の豪雨で自宅や店舗が水害に遭われた方に対し、期限を設定することで、利用してみたいという意向に関わるという理屈なのですか。お困りの方の支援を充実させることができ、利用してくださいということだと思うけれど、何か、駅前にあった、いつでも閉店セールのお店みたいな、そういう理屈は、やるべきでないと、私は正直、思うのですけれども、この機を逃さずにというはどういう意味合いなのか伺います。

いずれにしても、適切な時期にその後を考えていきたいということですけれども、繰り返しになりますが、年々豪雨災害は強くなり、規模も大きくなり、初めての降り方を経験しています。適切な時期にというよりも、もう既にその決断ができるだけの事象が各地で起きているわけで、品川でおこっていない事象は、たまたま気象条件の重なりが品川でなかっただけで、どこの地域で起きてもおかしくないというのが今の、いわゆる線状降水帯だったり記録的な短時間豪雨だったりだと思います。まず、今の時点で恒久化の判断は十分できると思いますが、なぜできないのか伺いたいと思います。

○関根河川下水道課長

今、ご質問いただきました点につきまして、併せてご回答させていただきます。この機を逃さずというところの意味合いも含めてございますけれども、時限的という形で予定しているところで、今回、やはり、いつどこでまた起きるか分からぬというか、いつどこでまた、次が起きてもおかしくはないという状況の中で、やはり区民の方におかれましてもなるべく早期に備えていただくことが重要なと認識をしているところでございます。その後押しをする意味で、助成率を引き上げました。これはもちろんではあるのですけれども、やはりまた、次起こる前に備えていただくという意味合いで、今ぜひ早めにつけていただきたいというところから、時限措置という形で考えているところではございます。ただ一方で、恒久化というご意見もございました。そういうところも含めて、実際にどうしていくかというところは今後検討していきたいと考えてございます。

○中塚委員

いつどこで次が起きるか分からぬから、早期に備えてほしいと、それはおっしゃるとおりだと思います。そのために支援を引き上げたということもおっしゃるとおりだと思います。ただ、早めにつけてほしいから時限措置を行うというのは、やはり私は自治体が取るべき立場ではないなと思うのです。残り10個だよというから10個が早く売れるというご商売の仕方もあると思いますけれども、自治体は税金で皆さんから頂いて区民サービスを提供しているわけであって、残り僅かですよという、相手に迫るのではなくて、あなたにとって止水板が今必要なですよ、これをやれば防げる被害もあるのですよ、そこを分かってもらうことが、自治体がやるべき、早めにつけてほしいという策だと思うのです。

いやいや、何かこう、残り僅かですからという、焦らせて検討してもらうというよりも、ぜひよく分かっていただいて、早めの設置を促していくというのが、自治体の姿だと私は思うのですけれども、私は時代遅れなのですかね。何かこういう迫り方はどうかと、気持ちよくないなというのが正直な私の感覚なのですけれども、最後にいかがでしょうか。

○関根河川下水道課長

委員ご指摘のとおり、必要なのだと、早めにつけていただく、備えていただくということの重要性をしっかりとご理解いただく、周知させていただく、これはもちろん重要なことだということで、非常に強く認識をしているところでございます。

一方で、仮定の話になってしまいますけれども、現時点では恒久的にすることで、もう少し落ち着いてからといいますか、時間がたってからでもいいというふうな形になってしまふ方も、いらっしゃらないとは限らないかなというふうに認識をしておりまして、そういった意味でも、早く備えていただくという形で、時限措置ということで考えてございます。

また、閉店セールといったお話もありましたけれども、今回、その数を限定しているというわけではございません。申請のあった方には、区の予算がないから対応できませんといったことがないように、今年度も必要な予算等は準備をして対応してまいりますので、そういったところを踏まえて、現時点では時限措置という形で考えているところでございます。

○中塚委員

一言だけ、例えば、木密の対策などで10年区切ってここまで進めていきたい、進捗状況で10年、15年、とこういう手法はあるのかなと一方で思うのです。今回、令和8年まですぐではないですか。そこで区切るというのは、やはりいかがなものかなと思いますので、ぜひ早急に止水板をつけていただきたいと思うのであれば、それを理解してもらう周知だったり、訪問だったり、対応だったり、面と向かって話す機会だったり、そこにこそ力を入れるべきで、いつ起きてもおかしくない豪雨災害については、時限措置はなくして、直ちに恒久化させていただくよう重ねて要望して終わります。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○ゆきた委員

止水板の助成対象の拡大と、あと助成額と限度額の拡充、簡易止水板の助成対象の追加については、我が会派で決算特別委員会の質疑、総括質疑でも求めた内容で、早急な対応に感謝申し上げたいと思います。

止水板設置助成の区のホームページについても、更新されているのを確認させていただきました。周知についてなのですが、ホームページでの止水板の助成対象種別について、止水板でも様々な種類があるということを紹介されていますが、ここが画像がぼやけていて見にくいというのがあるので、ここを少し改善したいというのが一つ。あと、簡易止水板といつても、まだまだ認知度が低いのが現状で、止水板と簡易止水板がどのように異なっているのかというのが浸透していないのが現状だと思います。

なので、決算特別委員会では、推奨する簡易止水板の製品一覧作成を提案させていただきましたが、今後の予定の中に、設置が迅速で運搬が容易である利点で簡易止水板がどういうものが認知できるような周知も進めていただきたいと思いますが、これについてのお考えをお聞きできればと思います。

○関根河川下水道課長

2点ご質問いただきました。

ホームページの画像がぼやけている点については、失礼いたしました。実は画像につきましては、もともと国土交通省のガイドラインにおいて、いろいろな種類の止水板を紹介しているところを引用しておりまして、ちょっとそこの元の画像がどうだったかを確認させていただいた上で、可能な限りぼやけないような画像にさせていただければと考えてございます。

2点目は、簡易止水板の周知というところについてでございますけれども、やはり窓口にお問合せ来られる方も、どういったタイプがあってどういったものがあるのだろうかというお問合せもいただいておりますので、今、私どものほうでも、特定のメーカーに限ることはできませんが、様々な種類、製品ございますので、そういうものを一通りお示しできる資料はご用意をして、いろいろ見ていただきながら選んでいただけるようにしてまいりたいと考えているところです。あるいはアドバイスといいますかご相談に乗ったりということはさせていただいておりますので、そういうところは引き続き行ってまいりたいとは考えているところでございます。

○ゆきた委員

ぜひ検討していただければと思います。先ほどの議論の中でも、防災訓練で周知をというような話もあったと思います。現物となると難しいところあるかもしれないのですけれども、なるべく分かりやすいような動画を活用した止水板の周知とか、あと、チラシで分かりやすいような広報の仕方についても検討していただければと思います。

さらに、先ほど議論の中で、時限的な措置ということでお話あったと思いますが、これについても財政課と調整していただきながら予算ができるように進めていただければと、要望で終わりたいと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○松永委員

私から、少し細かいことになるのですが、今回先ほどの質疑の中で、申請したが受けられなかつたというのではないようにするということで、今回恐らく3億円ほどの費用になるということでお聞きしているのですけれど、その中でどのくらいの件数を見込んでおられるのか教えてください。また、例えば玄関先と横の、例えば駐車場と2か所以上あった場合というのは、どのような形で申請すればよいのか。少し細かいことになるのですが、その辺、区としてどんな形で考えているのか教えていただきたいと思います。

○関根河川下水道課長

まず、3億円というお話ありましたけれども、予備費の3億円ということかなというところでございます。現時点では今年度につきまして止水板の助成につきましては、まずは課の中の予算を活用するという形です。現時点でその3億円の中で幾らか見込んでいるという状況ではございません。一方で、申請も増えてきているところはございますので、今後の申請の状況を踏まえて、改めてそういう予算の活用が必要な場合は、関係部署と調整の上、予算を確保してまいりたい、このように考えてございます。

また、2点目の玄関と駐車場、2か所設置する場合の申請方法というところでございますが、基本的には、1か所が例えば個人のおうちなりマンション、店舗とあるかと思いますが、複数か所設置する場合でも基本的にはまとめてご申請をいただいているという状況でございます。

○松永委員

そのまとめてというのは、例えばこちらで何十万円、こちらで何百万円となった場合に、合わせたものを5分の4とか5分の3とか、そういう形になるのでしょうか。

○関根河川下水道課長

そのような形で、まとめて合わせたものに対しての助成率額という形で考えてございます。

○松永委員

私もそうだったのですが、そこまで詳しい内容というのを、もしよければ、ホームページ等でも掲載していればよかったのですが、まだ確認はできてないのですけれど、そうしたところ分からぬ方も結構いらっしゃるので、そうしたところをしっかりと掲載していただいて、周知のほうお願ひしたいと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

2 その他

○新妻委員長

次に、予定表2のその他を議題に供します。

その他で何かございますか。

○羽鳥防災課長

私からは、9月11日の大雨に伴う風水害対応について、現在の進捗をご報告させていただきます。資料をご覧ください。

初めに、2番、経緯についてでございます。区では、9月11日以降、災害対策本部を閉じることなく対応を継続してまいりましたが、新規受付の件数の減少、電話による受付はゼロの状態が続いているという状況でございますので、10月31日17時15分をもちまして、災害対策本部を閉鎖することといたしました。併せてコールセンターも終了いたしました。今後は各課にて平常どおりの対応をしてまいります。

次に、4番、主な被害状況でございます。記載の数字は10月29日13時現在時点の数字でございますけれど、31日17時15分時点の最新の数字を申し上げます。人的被害はありません。床上浸水は528件、床下浸水は305件、事業所等の浸水は369件、合計1,202件になります。資料の数字は29日15時現在でございますが、先ほど申し上げたのは、最新の31日17時の時点の数字を口頭で補足させていただきました。もう一度申し上げます。31日17時15分時点の最新の数字を補足でご報告させていただきます。床上浸水が528件、床下浸水が305件、事業所等の浸水が369件、以上になります。

続いて、5番、主な対応でございます。（1）罹災・被災証明書につきましては、罹災証明書が196件、被災証明書が46件になります。被害認定状況につきましては、記載のとおりでございます。

続いて（7）番、その他の支援につきましては、見舞金の総支給額が約2,500万円となるほか、先ほどご報告ありましたが、止水板の設置助成拡充など、豪雨対策の強化に向けた新たな取組を追加させていただきました。

最後に、今後の対応ですが、引き続き、見舞金の支払いや罹災証明書等の対応を継続してまいります。また、資料にはございませんが、現在、災害救助法の適用について、都へ要請をしている状況でございます。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○安藤委員

最後のところ、災害救助法の申請をしているというところなのですが、こちらが申請して通ると、どんな変化があるのかというのを少し教えていただきたいです。あと、事業所等の浸水被害の件数なのですが、例えば大崎図書館分館等、公共施設の浸水というのもあったかと思うのですが、こうした区の施設、公共施設などの浸水被害があったところというのはこの事業所等に含まれているのか。もしあつたとしたら、公共施設、区の施設で浸水被害があったところはどれぐらいあったのかというのを伺いたいと思います。

もう全部まとめていってますが、それと、水害における半壊、準半壊という、取扱いなのですが、これ、どのような被害にあたるのか、もう少しご説明いただきたいということです。

最後は、災害ボランティアセンター設置とあるのですが、こちら、センターからのボランティア派遣というのは、最終的にどれぐらいあったのでしょうか、伺いたいと思います。

○羽鳥防災課長

4点ご質問いただきました。

まず、1点目です。災害救助法適用による効果というところでございますけれど、まず、直接的な効果というか支援の内容というところに關しましては、区が実際に救助を行った、その費用に対して、国や都からその費用が補填されるという状況になります。今回、主な救助というのは、大きなものは特にないのですけれど、例えば、避難所、避難場所を今回5か所開設し、お二人の方が避難されました。法律上、避難者1人当たり1日360円ということで計算式がございまして、お二人なので、720円の、区が救助として支払った経費分を都と国で補填されるというようなもの。あとは、救助に関して、職員の時間外の勤務手当に關しても補填されるということでございます。

あと、災害救助法直接ではないのですけれど、災害救助法が適用されることに伴って、新たな支援制度が活用できるというのもございます。例えば公共料金の減免や個人事業主の方がローンを組みやすくなるというような、様々な支援制度がございます。そういったところに關しては、区民の方にもメリットがあるのかなとは考えているところでございます。

続きまして、事業所の浸水ですけれど、こちらは区の施設は含まれてございません。区の施設は、件数につきましては、今、手元に件数はないのですが、今、お話をありましたとおり、大崎図書館、あとは第二延山小学校が主に被害を受けているという状況を把握をしているところでございます。

続きまして、半壊や準半壊、そういう被害の内容についてですけれど、こちらは、建物の損害の割合に応じて判定しているというところでございます。例えば、準半壊ですと、その割合が10%以上20%未満、半壊は20%以上30%未満ということで、その割合に応じて被害を判定しているということになってございます。

最後に、ボランティアの派遣ですけれど、今回、災害ボランティアセンターは開設をいたしましたが、実際に派遣された件数はゼロ件となってございます。

○安藤委員

公共施設のところなのですけれど、含まれていないということなので、これ以外にさらに、施設としては浸水被害があったところが加わるということなので、1,202件プラスアルファということになるのかという理解でいいのかなというのを確認したいと思います。あと、やはり三ツ木通り辺りの子供の施設とかでも浸水したという話を聞いたりしています。やはり今後のこともあるので、どこかで、公共施設もこれぐらい浸水したところがあったのだというのは、データとして持っていたほうがいいと思うのです。こういうところに表れないとよく分からなくなってしまうので、防災課としてはそれはつか

んでいるのか、つかんでいるとしたら今後適切な形で、こういった形で報告あったほうがいいのではないかなと思うのですけれど、それについてはいかがでしょうか。

○羽鳥防災課長

公共施設の被害についてでございます。こちらまず、事業所等の浸水に含まれるかどうかというところは含まれないという形になります。といいますのも、事業所等の浸水については、見舞金をお支払いする対象として教えておりますので、公共施設は含まれないということです。公共施設の被害の状況につきましては、リストで把握しております。今後、具体的にどういった公共施設、被害があったかというところはまた、改めてご報告させていただければと考えてございます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○中塚委員

9月11日の大雨から今日まで、問合せが減ったということで、本部閉鎖となりましたけれども、改めて職員の皆さん、大変お疲れさまでした。若干伺いますけれども、主な被害状況ということで、委員会資料では10月29日と、先ほどのご説明だと直近ということで、床上浸水が1件増えて、事業所等が1件増えているのですが、これは新たに何か申請があったということなのか、それとも区のほうへ問い合わせてきた人が把握できたということなのか。

これまでの説明聞いていますと、例えばこの家が浸水があったら両隣、お向かいさんや裏側も含めて、声をかけたり手紙を置いたり、丁寧な対応されてきたなと思っているのです。この時期、この短時間のうちに1件増えるというのはどういう事象なのかなと思いまして、ご説明いただきたいと思います。

それと2つ目で、罹災証明書と被災証明書ですけれども、ちょっと私、不勉強なので、罹災証明書と被災証明書は何がどう違うのか、教えてください。罹災証明書の半壊と準半壊について先ほど割合が説明ましたが、10%以上だったり20%以上だったり、その被害の割合ということですけれど、何をどう見るのか伺います。

やはり、建物の所有者の思いに立つと、床上と床下の被害は大分違うと思います。もっと言ったら床を剥がして新しいものを設置するのか、乾けば使えるのか。あと、商店街見ますと道路面と床はつながっていますから、また床上の捉え方も住居とは少し違ってくるのかなと思うのですけれど、何をどう見るのか伺います。

視察に行ってきましたので若干知識が増えてきたのですが、これ罹災説明は、税務課でいいのかどうか。実際は税務課ですよね。だけれど報告はここでということなので、質疑させていただきたいと思うのだけれども、質問していいのか伺いたいと思います。

○羽鳥防災課長

まず、最初の、今回、1件、2件増えている、その状況というところでございます。幾つかケースあると思うのですけれど、まず、一つは、申請をいただいている、被害の判定に必要な写真をまだ頂けていない方というのが一定数いらっしゃいます。何回かご連絡を差し上げてやっと連絡がついて、写真を送っていただいて、やっと判定が分かったというようなケースもあります。

また、これまで、各町会の町会長会議に出席させていただいて、大雨の状況を報告させていただいておりました。その中で、周りにまだ見舞金の申請等をされていない方いらっしゃったらコールセンターのほうにお問合せくださいということもご案内していましたので、そういった方が少し遅れて申請していただいているというケースもあるのかなと認識してございます。

続いて、罹災証明書と被災証明書の違いは、罹災証明書は個人の住家です。被災証明書は事業所という違いになります。判定について、何が違うのかというところですが、まず、床上、床下の件数は今回、見舞金をベースにしています。例えば事業所ですと、委員おっしゃるとおり、もう入り口から床になっているので、事業所の場合は床上プラス商品やそういった設備が被害を受けた場合にお見舞金をお支払いするということで、少し住家とは条件が変わってくるという状況でございます。

また、罹災証明の半壊、準半壊というところに關しましては、実際に被害が起きたところの面積であったり、そういったところを計算しまして、割合を算出しているという状況でございます。

床下浸水につきましては、基本的には、もう割合的に10%未満ということが想定されますので、半壊、準半壊、その下になります、準半壊に至らない一部損壊ということで、罹災証明書のほうは発生しているという状況でございます。床上浸水に關しましては、それぞれの割合に応じて、準半壊以上の被害が判定されるというような立てつけになってございます。

○中塚委員

分かりました。主な被害状況の一つの例として、写真を頂けなかったということなのですけれども、写真の添付は必須ということなのか。例えば、職員がその場で現認をすれば、写真の添付が省略できるとか、そういう仕組みにはできないのか、そういう理由があるのか、内閣府が示しているものがそういうことなのか。先で聞きたいこともあって区の状況も聞きたかった部分があるのですけれども、自治体の対応としては、職員が責任を持って現認をする、何ならその職員自身が撮った写真で届けができるとか、今回、直接訪問しているので、あの姿勢を生かしたいというかその思いを、住民の方の事務負担の軽減につなげたいという思いで質問しているのですけれども、そこを伺いたいと思います。

もう一つ、罹災証明の半壊、準半壊、住宅ということで、被害の面積ということなのですけれども、これは建物の総延床面積に対しての被害の面積ということ、そうなると、2階建てよりも3階建てのほうが不利になってしまいますよね。同じ木造住宅でも2階建てと3階建てが隣同士にあります、では30センチ浸水しました。述べ床に対する被害の割合だと、同じ水位なのに、3階建てのほうが延べ床が多いですから、要するに、一つ分。被害は隣同士で同じなのに、割合が下がってしまうという理屈になりはしないのか。10%以上20%未満、20%以上30%未満がちょうどうまくそこをクリアする基準ということなのかどうか、私自身も大変まだ勉強なのだけれども、その被害の面積というのはどういうふうに算出するのか伺います。

やはり、心配なのは同じ床でも、例えば畳を替えなきやいけない、フローリングを替えなきやいけない、基礎はそのまま使える、いや基礎はもう使えない、そういう被害の状況が、住宅を持っている方の納得の上で被災証明が迅速に出されることが大事だと思うのだけれど、どうもこの基準がまだ、区の現状がよく分からないので、最後にもう一回質問させていただきたいと思います。

○羽鳥防災課長

まず、被害の状況の確認方法でございます。例えば発災当日、翌日も含めてですが、区の職員が現場に訪問して確認させていただいた場合は、現場で確認した状況で、そのまま申請をしていただいているということあります。ただ、その後、電子申請等も開設させていただきまして、全件、区の職員が現場確認できませんので、そういう場合は写真で確認するという状況でございます。

ただ、やはりこういった浸水の被害、震災でもそうですけれど、やはり被害があったときには、まず、写真を撮っていただくと今後、罹災証明の発行の手続スムーズに進められますので、そういうところは、防災ハンドブック等にも記載はあるのですけれど、改めて周知をしてまいりたいなとは考えており

ます。

被害の計算方法につきましては、私も専門ではないので細かくは分からぬのですけれど、先ほどお話をありましたとおり、税務課を本部としては対応するというところですが。今回、建築課に協力いただいて、建築士の資格を持った者が実際にその計算をしているという状況です。専門家のほうでしっかりそこは計算して判定をしているというところですので、区民の皆様にもご理解いただいているという状況でございます。

○森建築課長

罹災証明の判定でございますけれども、判定には建物の構造種別であったり、今、委員おっしゃるとおり、回数であったり延べ床面積等も絡んでまいりますので、同じ浸水域で建物のタイプが、鉄骨造なのかコンクリートなのか木造なのかによっても違いますし、木造の2階なのか3階なのかによっても違いますので、階数が低ければ同じ浸水域でも半壊、準半壊というふうには、被害程度が高くなってくる、建物が高ければ高いほど被害程度が低くなる。それは建物全体に与える影響が小さいので、同じ30センチ例えれば浸水したとしても、被害の程度が低くなる、そのような計算方法になっております。

○中塚委員

一言だけ。まず、被害があつたら写真をというのを、私もすごく今回、話を聞いて思いました。その周知は、それこそ災害が起きる前にできる手段です。先ほど課長もおっしゃったとおり、被害に遭った写真を撮る。それで、実際に家に水が入ってきたらもうそんな暇ないですから、何とか食い止められないかということでタオルを置いてみたり、ちりとりで出してみたり、そのときに写真撮れませんけれども、水が引いた後に、水が残っている場所が分かるものを指さした状態で写真撮るとか、そういう周知もとても大事だと思いますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

罹災証明のほうで、同じ被害でも2階建てと3階建てで3階建てのほうが低く出るということです。実際は木造住宅ですから、2階建てと3階建てがあるわけですけれども、同じ浸水の高さで、例えば、どちらも床上で、どちらも畳も替えなければいけない、床材も替えなければいけない、そういう状態で、罹災判定が、どちらかが軽くてどちらかが重いと、こういうのは住民の方は納得しづらいだろうなと思うのです。ただ、やはり十分な説明と納得が得られることが罹災証明の発行では必要だし、再調査の件数が増えているということは、初めの調査が納得得られて、逆に減っているということは十分説明がされて、ご理解いただけたということなので、今後とも引き続き深掘りしていきたい。ありがとうございます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○ゆきた委員

1点だけ確認で、今後の対応、6番のところなのですけれども、見舞金、罹災・被災証明書等の処理については引き続き実施するとあるのですが、これは申請があれば受け付けるという解釈でよろしいでしょうか。

○羽鳥防災課長

もちろん、申請がございましたら受け付けをさせていただきます。

○ゆきた委員

では、先ほどの答弁にもあったように、申請があつて、根拠となる、そういう写真があれば対応できるということでおよろしいでしょうか。

○羽鳥防災課長

この時期からご申請いただく場合に関しましては、やはり写真がないと判定する材料がありませんので、写真のほうは必須でお願いしたいなと考えてございます。

○松永委員

私からは1点だけなのですが、今回のこの罹災証明書・被災証明書の作成についてです。これ、職員が対応されたのかお聞きしたいと思います。例えば、東日本大震災のときには行政書士などが出向いて、士業が行ったと聞いておりますが、今回のこの罹災証明書・被災証明書についてはどのような対応をされたのか、1つ伺いたいと思います。

○羽鳥防災課長

今回は、罹災証明書・被災証明書の発行につきましては、全て職員のほうで対応させていただいております。

○森建築課長

可能な限りいろいろな区の職員の中でやってみようというところと、写真を提出していただいておりますので、その写真をもって判断したというところでございます。

○松永委員

今回は職員だけということなのですが、士業との提携とか連携というのはどのような形になっているのでしょうか。例えば行政書士、あった場合には来てくださるとか、司法書士が来てくださるとか弁護士が来てくださるとか、そうした提携というのはどんな形になっているのか伺いたいと思います。

○羽鳥防災課長

例えば、行政書士であったり弁護士に関しましては、災害時協力協定を締結しております。例えば今回は法律相談という形で、弁護士の皆様に無料の法律相談をやっていただいたところでございます。罹災証明書等に関しましては、例えばこれまでの事例ですと、大規模な災害が起きたら、他自治体からの応援の職員も対応します。品川区も能登のときには派遣をさせていただきました。そういうふうな、士業の方の協定、応援職員を含め、大規模な災害のときには、そういうふうな体制になろうかと思います。

○新妻委員長

よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

ほかにその他で何かございますか。

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、建設委員会を閉会いたします。

この後、行政視察の報告会を行います。委員および防災まちづくり部長はお残りください。

○午後3時15分閉会